

委託研究II	受託先	調査研究事項	調査研究のねらい	調査研究の成果
委託研究II	北海道教育委員会	<p>ア 設置の需要に関すること</p> <p>エ 広報の在り方に関すること</p> <p>イ 教員の配置・研修、教材その他学校運営に関すること</p>	<p>これまで自主夜間学級に聞き取り調査などを行ったが、夜間学級への需要の把握が困難であったこと、また、北海道は地理的な問題もあり夜間学級を身近に感じられない状況にもあることから、需要そのものが顕在化していないと考えられる。</p> <p>このことから、夜間学級の認知度をまず高めることが必要であるため、パンフレットの配布などにより夜間学級について周知を図るとともに、アンケート調査を行い、今後の需要の把握について検討するための資料を収集する。</p> <p>また、夜間学級の道内における適切な在り方を研究するため、他都府県の先進地を視察するなどして、教員の配置や勤務形態など学校運営の在り方について調査する。</p>	<p>ア 設置の需要に関すること エ 広報に関すること</p> <p>自主夜間中学の生徒及びスタッフへのアンケート調査結果などにより、夜間学級設置に対するニーズの一端を把握した。</p> <p>イ 教員の配置・研修、教材その他学校運営に関すること</p> <p>他都府県の先進地を視察し、教育委員会及び夜間学級の関係者から聞き取り調査を行うことにより、道内市町村に夜間学級設置の設置する際の、道及び市町村における課題を明確にすることができた。</p>
	福島県教育委員会	<p>ア 設置の需要に関すること</p> <p>ウ 夜間学級の教員の配置や研修、教材その他学校運営に関する調査</p>	<p>当県においては、自主夜間中学等への参加者が年々増加傾向にあり、夜間中学校への関心が高まりつつある。</p> <p>しかし、中学校夜間学級の設置に当たっては、入学希望の実態把握が困難であることや夜間学級の教育課程、教員の勤務態勢等についてのノウハウがないこと等が課題であると考えている。</p> <p>そこで、夜間学級への入学希望等に関する調査や夜間学級の教育課程等について研究する。</p>	<p>・市町村教育委員会に対して文部科学省行政説明会を企画し中学校夜間学級についての国の動向についての共通理解を図ることができた。</p> <p>・中学校夜間学級に関する第1回検討委員会を実施し、ニーズ調査の実施方法について協議するとともに、各市町村の課題等について話し合うことができた。</p> <p>・千葉県(大洲中学校)、神奈川県(西中原中学校)奈良県(春日中学校)の中学校夜間学級を視察し、教育課程や教職員の勤務形態、施設利用等について調査することができた。</p> <p>・福島自主夜間中学の様子を視察し、アンケート調査を実施し中学校夜間学級に対する意見等を把握することができた。</p> <p>・第2回検討委員会にて、福島自主夜間中学の意見やニーズ調査の結果をもとに県内の課題を整理することができた。</p>
	静岡県教育委員会	<p>ア 設置の需要に関すること</p> <p>イ 入学要件や受入れに関すること</p> <p>ウ 教員の配置・研修、教材その他学校運営に関すること</p>	<p>本県では、外国籍の児童生徒が年々増加傾向にある。また、不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者、いわゆる「形式卒業者」の問題も指摘されている。そのような状況を踏まえ、義務教育未修了者に対して、学習機会の拡大及び充実を図ることは、本県の重要な課題の一つである。</p> <p>現在、県内には公立中学校夜間学級は設置されていないが、公立中学校夜間学級の検討を中心に、義務教育未修了者に対する多様な学習機会提供の方策の可能性を検証し、今後の施策に生かすために調査研究に取り組む。</p>	<p>中学校夜間学級等検討委員会を設置し、年2回の検討会を実施するとともに、県外視察、県内視察を各1回実施した。こうした取組を通して、本県の設置の需要及び入学要件、教員配置等、設置する際の諸要件について理解を深めた。</p> <p>ア 設置の需要に関すること</p> <p>各市町教育委員会を対象に需要調査を行うとともに、県内におけるボランティア主催の日本語教室、学齢期の外国籍児童生徒の初期支援教室、外国籍児童が在籍する学校への聞き取り等を通して、本県における需要状況及び市町教育委員会が必要とする学びの場のあり方等について把握した。</p> <p>イ 入学要件や受入れに関すること</p> <p>先進県の視察を通して、入学要件や受入れに関する基本情報を把握した。</p> <p>ウ 教員の配置・研修、教材その他学校運営に関すること</p> <p>先進県及び県内関係施設の視察を通して、教員の配置及び教材等に関する情報を入手した。(総括)</p> <p>中学校夜間学級等検討委員会では、不登校やいじめなど、生徒指導上の諸問題により学校生活に十分適応できていない児童生徒や、日本の生活に十分適応できていない外国籍児童生徒の支援ネットワークを構築し、次代を担う全ての学齢期の児童生徒の学び、就学が充実するよう、以下に掲げる具体的な取組を推進していくことを提言とした。</p> <p>○いじめ、不登校など生徒指導上の諸問題を抱える児童生徒のための適応指導教室や外国籍児童生徒のための初期指導教室など、学校内外の学び、就学の環境づくりを推進する。</p> <p>○学校における外国籍児童生徒の受け入れ体制を構築するため、少数言語に対応できる外国人児童生徒支援員の増員及び校内における支援員の拡充と相談体制の充実に努めるとともに、知事部局、市町部局、国際交流協会、民間団体等と連携し外国人の学びや就学を支援するネットワークの構築に努める。</p> <p>○全ての子どもが学校において学べる環境をつくるため、いじめ、外国人差別などの撲滅に向けた人権教育の推進に努める。</p> <p>○中学校夜間学級については、現時点で静岡県内に設置する必要性は認められないものの、政府の方針を踏まえ、法整備の動向を注視しつつ、他の都道府県の取組や県内の潜在的なニーズの把握に努める。</p>
和歌山県教育委員会	<p>ア 設置の需用に関すること</p>	<p>当県においては、次に示すように県都である和歌山市に中学校夜間学級の設置の要望が出され、検討してきた経緯がある。</p> <p>・平成10年、中学校夜間学級の設置を求める要望があった。</p> <p>・平成18年、公立中学校夜間学級設置に向けた準備委員会及び作業部会を設置し、設置要項案を検討した。</p> <p>・平成21年、市内に自主夜間学校が設置された。</p> <p>・平成22年、25年、公立中学校夜間学級の設置を求める要望書が提出される等、強い要望があった。</p> <p>・平成25年、自主夜間中学校に通う通学生に対し、地域の公立中学校への編入学支援体制の提案・準備を進めたが、高齢の方も多く、徒歩や電車での通学が困難である等の課題があり実現に至らなかった。</p> <p>このようなことから、中学校夜間学級の設置に当たっては、設置場所や入学希望者の把握、教員や教室の確保などの課題があると考えている。</p> <p>そこで、交通の便を考慮した設置場所に関する調査、他市町村在住者の受け入れを含めた自治体の入学要件の調査、昼間の生徒との適切なゾーニングや昼間の教員との連携等を含め確保及び教員の勤務形態の在り方についての調査等を行い、夜間学級の設置の在り方等について、和歌山市教育委員会と連携しながら研究する。</p> <p>〈和歌山市〉</p> <p>和歌山市においては、夜間学級入級希望者の状況を調査するとともに、自主夜間学校や識字教室利用者からの聴き取り、意見・要望の把握、適切な設置場所に関する現地調査等を実施する。</p>	<p>・市町村と県教育委員会の関係者及び有識者による「和歌山県中学校夜間学級に関する検討会」を発足し、夜間中学の在り方について、和歌山市と一体になって調査研究を進める組織を立ち上げることができた。</p> <p>・検討会では、先進地の学校や教育委員会の取組を共有することができた。</p> <p>・検討会のメンバーによる先進地視察として、県では5箇所、和歌山市では、4箇所それぞれ訪問し、様々な実態等を知ることができた。</p> <p>・和歌山市への設置に向けての調査研究を深めることができた。</p> <p>・先進地視察や調査の結果を踏まえ、設置の需要や入学要件、教員配置など、以下のことを検討することができた。</p> <p>ア. 設置の需用に関すること</p> <p>・市町村教育委員会における入学に関する問い合わせ状況調査</p> <p>◎昨年までの問い合わせ状況等について</p> <p>○平成22年度国勢調査において、県内に1341人の義務教育未修了の者がいる。(別紙資料1)</p> <p>○和歌山市以外の市町村の状況 →平成26年5月1日時点の文部科学省における調査「中学校夜間学級等に関する実態調査について」では、問い合わせがない。</p> <p>○和歌山市の状況 →夜間中学校への入学に関することについては、自主夜間学校からの設置要望が継続的であった。</p> <p>これ以外に電話での問い合わせがあった。</p> <p>◎本年度の問い合わせ状況等について</p> <p>○和歌山市以外の市町村の状況 →中学校夜間学級の設置の状況等についての問い合わせがない。</p> <p>○和歌山市の状況 →本年度の問い合わせはない。</p> <p>・自主夜間中学や社会教育における識字講座の利用者を対象とした設置に関する要望の有無の調査</p> <p>◎県内の自主夜間学校及び識字学級の状況</p> <p>○自主夜間学校は、和歌山市の岩橋(いわせ)児童館で行われている。</p> <p>○平成26年9月現在の識字学級の調査によると識字学級等は、県内に18ある。</p> <p>(和歌山市内10、橋本市1、かつらぎ町1、紀の川市2、湯浅町1、御坊市1、田辺市1、新宮市1)</p> <p>◎自主夜間中学校の調査</p> <p>今年度は、県内に唯一ある和歌山市の岩橋(いわせ)の自主夜間学校を訪問し、調査を行った。</p>	

受託先	調査研究事項	調査研究のねらい	調査研究の成果
委託研究Ⅱ 和歌山県教育委員会	イ 入学要件に関すること ・夜間学級を設置している自治体の入学要件の調査	【再掲】 当県においては、次に示すように県都である和歌山市中に中学校夜間学級の設置の要望が出され、検討してきた経緯がある。 ・平成10年、中学校夜間学級の設置を求める要望があった。 ・平成18年、公立中学校夜間学級設置に向けた準備委員会及び作業部会を設置し、設置要項案を検討した。 ・平成21年、市内に自主夜間学校が設置された。 ・平成22年、25年、公立中学校夜間学級の設置を求める要望書が提出される等、強い要望があった。 ・平成25年、自主夜間中学校に通う通学生に対し、地域の公立中学校への編入学支援体制の提案・準備を進めたが、高齢の方も多く、徒歩や電車での通学が困難である等の課題があり実現に至らなかった。 このようなことから、中学校夜間学級の設置に当たっては、設置場所や入学希望者の把握、教員や教室の確保などの課題があると考えている。そこで、交通の便を考慮した設置場所に関する調査、他市町村在住者の受け入れを含めた自治体の入学要件の調査、昼間の生徒との適切なゾーニングや昼間の教員との連携等を含め確保及び教員の勤務形態の在り方についての調査等を行い、夜間学級の設置の在り方等について、和歌山市教育委員会と連携しながら研究する。 (和歌山市) 和歌山市においては、夜間学級入級希望者の状況を調査するとともに、自主夜間学校や識字教室利用者からの聴き取り、意見・要望の把握、適切な設置場所に関する現地調査等を実施する。	イ. 入学要件に関すること ・夜間学級を設置している自治体の入学要件の調査 東京都、大阪府、京都府の入学要件について調査した。(別紙2) その結果を基に和歌山県における入学要件について、検討した。 本県の入学要件(案) ①義務教育の年齢(満15歳)を超えている人 ②中学校を卒業していない人や中学校で実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した人 ③和歌山県内に住んでいる人、または和歌山県内に勤めている人 課題 ③「和歌山県内に勤めている人」について ・大阪府、奈良県、三重県から、和歌山県内で勤務している人をさしているが、和歌山市中に中学校夜間学級を設置した場合、大阪府南部地方の方で、和歌山県内に勤めている人に限定される。 ・和歌山市中に設置した場合、和歌山駅を起点と考えれば、通学時間を30分と仮定すると、南は初島駅、東は粉河駅となり、和歌山市隣接の岩出市、紀の川市、海南市、有田市在住の方となる。 また、通学時間を1時間と仮定すると、南は御坊駅、東は妙寺駅となり、和歌山市隣接の岩出市、紀の川市、かつらぎ町、海南市、有田市、有田川町、広川町、湯浅町、日高町、御坊市在住の方となる。 和歌山市1箇所中学校夜間学級を設置した場合、県内全域からの通学は無理である。 和歌山市中に夜間中学を設置した場合には、県内南部等からの通学は無理であるので、通信制教育課程について東京都江戸川区立神田一橋中学校の視察を行い、通信制課程の入学要件について、検討した。 入学要件 次の条件ⅠまたはⅡのいずれかに該当する者 Ⅰ 次のすべての条件に該当する者 ①昭和21年3月31日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者 ②高等学校に入学する資格のない者 ③和歌山県内に住んでいる人、または和歌山県内に勤めている人 Ⅱ 次のすべての条件に該当する者 ①義務教育未修了者で、義務教育修了資格を必要とする者 ②義務教育の学齢を超え相当の年齢に達している者 ③他の中学校に入学または在籍することが不可能な者 ④高等学校に入学する資格のない者 ⑤和歌山県内に住んでいる人、または和歌山県内に勤めている人 ⑥出願資格Ⅰに準ずる者 この入学要件にあたる該当者はいないことが見込まれる。
	ウ 夜間学級の教員の配置や研修、教材その他学校運営に関すること ・夜間学級の教員の勤務形態の在り方 ・夜間学級のための教室確保の在り方		ウ. 夜間学級の教員の配置や研修、教材その他学校運営に関すること ・夜間学級の教員の勤務形態の在り方 先進地視察の結果 ○勤務の時間帯 13時～21時30分(7時間45分と休息45分を含む) ○夜間学級の教員の配置について ・専任の教頭、専任の教諭、常勤講師、非常勤講師、養護教諭、事務職員で構成する。 ・全国調査では、在留外国人が夜間学級の8割をしめる。→日本語指導の教員が必要である。また、生徒指導上、通訳も必要である。 ・入学希望既卒者の対応にかかるSCやSSWの配置 →入学希望既卒者については、不登校を経験者が多いことから、スクールカウンセラー(SC)の配置が必要である。 →スクールソーシャルワーカー(SSW)を必要とする場合がある。 ※夜間学級の教員配置については、調査の結果、国の定数配置のみでは、実際の運営ができないため、都道府県の単独加配を行っている。本県の場合、財政上、県単加配については、非常に難しい状況である。したがって、例えば、国から夜間学級への教員加配が必要である。 ○夜間学級の教育課程等について 【教育課程について】 先進地視察から県では、教科別週時程は、合計20単位時間とし、年間総授業時数は700単位時間とし、モデルとして、以下のような週時程となるよう検討している。 ・国語 5(単位時間)、社会 2、数学 4、理科 1、音楽 1、美術 1、保健体育 1、技術家庭 1、英語 2、学級活動 1、総合的な学習 1 【教材について】 外国人の増加や年齢層に幅があるため、様々な教材が必要になる。→今後の教材開発をしていくことが大切である。 【クラス編成について】 入学する生徒の実態に応じて、 ①中学1年生から3年生の学年別編成、 ②学力調査を行い、学習の習熟度状況をふまえ、学力に応じたクラス編成 ①と②のどちらかについて今後も研究の必要がある。 ・夜間学級のための教室確保の在り方 ○教室・設備について 教室 →夜間学級の専用の普通教室が必要である。ただし、理科室や音楽教室などは昼間部の生徒と共有する。 設備 →高齢の方が生徒となるので、エレベーターや冷暖房完備を完備する必要がある。 職員室について →職員室は、昼間と夜間の先生の2つ必要である。 立地条件を考え、空き教室があるかどうかということも、設置に向けた大切な問題である。教室が空いていてもすぐには使用できないため、使える環境を整える必要があるケースも起こってくる。空き教室の状況もふまえ、今後適切な設置場所とあわせて検討していく必要がある。 ※設置候補のいずれの学校においても、教室確保には、相当の予算が必要となることが判明した。このことについても国からの夜間学級設置に際し、教室確保の財政措置が必要である。

受託先		調査研究事項	調査研究のねらい	調査研究の成果
徳島県教育委員会	ア 設置の需要に関すること	・本県における入学希望者の需要把握の方法について ・需要調査用紙作成・HP掲載等について ・需要調査(実施・回収・集計・分析・報告)について	本県においては、中学校夜間学級(以下「夜間中学」という。)の認識が低くこれまでのところ夜間中学は開設されていない。全国的に見ると夜間中学が設置(平成26年5月1日現在)されているのは、8都府県31校である。 本県においては、県議会からも夜間中学設置に向けての提案がなされるなど、その設置に向けての必要性等、潜在的なニーズに関して、改めてその現状を検証する必要があると考える。 夜間中学設置に関わる需要予測や他都府県での設置運営例等を参考に調査研究を進めることを通じて、「本県に合う中学校夜間学級の形」を探り、ひいては適切な教育行政を確保していくことを事業実施の目的とする。	・市町村及び県教育委員会のメンバーによる「中学校夜間学級協議会」を発足し、夜間中学の在り方への意識を揃え、一体となって調査研究を進めていく組織を立ち上げることができた。 ・協議会メンバーにおける先進地視察では、県及び市教育委員会・学校等を訪問し、運営方法、入学対象生徒、教員配置及び校舎設置等において、様々な実態・課題等を知り得ることができた。 ・夜間中学需要調査では、本県すべての市町村教育委員会に協力を依頼し、全県的な視野を踏まえた調査を実施した。様々な年齢層、国籍の方々より多数の御意見をいただき、本県の夜間中学の在り方についての傾向の一端を知ることができた。 ・先進地視察や需要調査の結果を踏まえ、「徳島県に合う中学校夜間学級の形」(報告書)を作成した。入学対象生徒の在り方、教員配置の在り方及び校舎配置の在り方等、どうい姿が本県にとって望ましいかを協議・検討し、一つの方向性を提言した。
	イ 入学要件に関すること	・既設置の自治体における入学要件等について ・進級・卒業について		
	ウ 夜間学級の教員の配置や研修、教材その他学校運営に関すること	・学級編制・校舎設置について ・教育課程・教材等について ・教員の配置方法や勤務形態の在り方について		
福岡県教育委員会	オ その他域内における中学校夜間学級の設置促進に資する研究	・中学校夜間学級を設置している自治体の研究 ・中学校夜間学級の設置に係る課題研究のための検討会議の実施	本県には、自主夜間中学が北九州市に2校、福岡市に1校あり永住外国人や義務教育未修了者、不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者が、ボランティアの指導により読み書き等の基礎的な学習を行っている。 そこで、中学校夜間学級を設置している自治体から入学要件や教員の配置、教育課程の編成等学校運営に係る情報収集を行うとともに、両政令市教育委員会と自主夜間中学の現状と課題、今後の受入れ方策等に関する検討会議を行い、中学校夜間学級の設置に当たった課題やその解消策等に関する調査研究を行う。	1 他県の公立中学校夜間学級について ○他県に設置されている公立中学校夜間学級の現状を大きく分けると、中学校卒業資格を与えることを重視する“学校教育タイプ”の学校(例:横浜市立蒔田中学校夜間学級、広島市立二葉中学校夜間学級)と、夜間に学びの機会と場を与えること自体を重視する“生涯学習タイプ”の学校(例:大阪市立天王寺中学校夜間学級、堺市立殿馬場中学校夜間学級)の二種類がある。 ○視察した限りにおいては、“学校教育タイプ”、“生涯学習タイプ”、いずれの学校においても、教育課程の編成及び実施が通常の中学校に比べてかなり弾力的に運用されていた。 ○どちらのタイプの学校においても、年間入学対象者の数や国籍、年齢、学習ニーズ等の事前把握は不可能であるため、設置自治体が入学案内の広報を行い、入学希望者からの問合せに応じながら対象者の把握や受入体制の整備を行っている。 2 中学校夜間学級設置に係る課題と本県の現状について ○“学校教育タイプ”の中学校夜間学級を設置する場合には、中学校卒業資格の取得ニーズを把握する必要があるが、その対象者の選定はかなり困難である。また、自主夜間中学運営者を含む関係団体から県教委及び政令市教委に対する設置要望も最近はない状況である。 ○“生涯学習タイプ”の学校を設置する場合は、教育理念は何か、教育を施す対象者は誰か、そもそも「公立中学校」という形態が必要かといった課題がある。また、ニーズ調査が困難であることは“学校教育タイプ”と同様である。なお、本県の自主夜間中学で学ぶ者は、教育の内容・形態の自由度を重視しているため、必ずしも公立化を望んでいないという実態がある。 ○他県の中学校夜間学級の在籍者の実態(高齢者や日本語の習得が十分ではない外国籍の者が多い)を参考にすれば、“学校教育タイプ”、“生涯学習タイプ”のどちらにおいても教育課程の編成及び実施については弾力的な取扱いを行う必要があるため、公立中学校夜間学級にどこまで弾力的運営が許されるのか、法令上の整理がなされる必要がある。 ○文部科学省の調査によると、中学校夜間学級の在籍者の81%は外国籍の者である。また、訪問した他県の中学校夜間学級の在籍状況についても、外国籍の者が多数を占めていた(高齢者が多い学校と若年者が多い学校がある。)。今後、本県においても来日する外国籍の者の増加に伴い、学齢期以外の者の日本語習得ニーズが高まると予想されるが、日本語指導教室が各地にあるほか、聴講生として義務教育段階の学校に通い、授業を受けながら日本語を学ぶことができるようにしている自治体もあり、中学校夜間学級でなくても、そのニーズは満たしていくことができると考えられる。そのため、外国籍の日本社会への適応を図るための知識の習得は、中学校夜間学級とは別の形で支援すべきであると考えられる。 3 県内の自主夜間中学について ○北九州市では、義務教育卒業程度の学力を身に付けるための生涯学習事業を行う自主夜間中学運営者に対して、運営補助金の交付、学校施設の無償利用、広報活動の実施などの行政支援を行っている。登録生徒は70歳台が中心であり、いわゆる形式卒業者については過去数名程度が登録していたに過ぎない。日本語の習得を求める者に対しては、市内においてNPOやボランティアが運営している低額又は無償で通える日本語教室を紹介している。市内2か所の自主夜間中学は、上記の行政支援のもと現状どおり生涯学習を行う場として継続していくことを望んでおり、公立化は望んでいない。 ○福岡市では、学校施設の提供や教室備品の整備を行う他「人権のまちづくり促進教育事業」の助成団体として支援を行っている。自主夜間中学に通う者は北九州市と同様、高齢者が中心であり、必ずしも中学校卒業資格を取得した上で卒業・進学することを目的とはしておらず、日常生活における学びの場が用意されていることを希望している。特に学習環境の充実(施設設備、教材等)に対する要望が大きい。なお、特記すべき若年の参加者として、経済連携協定により来日したベトナム国籍者がおり、当該参加者は自国の看護師資格は有していると考えられることから、義務教育段階の学力習得というより、日本語や日本文化の学習を主目的としていると考えられる。 4 形式卒業者等への支援について ○いわゆる形式卒業者については、本人が学び直しを希望する場合には、そのニーズに出来る限り対応するべきであると考えられる。ただし、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(平成27年7月30日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)により、中学校夜間学級への再入学については周知されたところであるが、昼間の中学校への再入学の可否については周知されていないので、昼間の中学校への再入学可能性については考慮していない自治体も多いと思われる。 ○形式卒業者に対する必要な支援や形式卒業者が生じない取組、現に不登校となっている生徒への支援については、今後とも検討していく必要があるが、学び直しの目的は様々である可能性があるため、受入れの場については、中学校夜間学級に固定せず、ニーズに応じた対応が必要である。 5 今後の本県における取組について ○今後は、県内における学習ニーズの実態把握にできる限り努め、多様な教育機会の確保に資する支援の在り方を検討していく。また、中学校夜間学級の設置の意向のある市町村教育委員会に対しては、必要な情報の提供と適切な指導助言を行っていく。
	ア 設置の需要に関すること	・市町村教育委員会における入学に関する問合せ及び就学希望状況の調査 ・義務教育未修了のまま学齢を超過した方々の学習機会の調査	当県においては、中学校夜間学級が設置されていない。また、平成26年9月に実施した「中学校夜間学級に関する実態調査」の結果から、現在設置を検討している市町村はないことが明らかとなったが、県内の義務教育未修了の学齢超過者は、約3千人おり、その就学希望等は十分に把握できていない状況にある。 中学校夜間学級は、義務教育未修了者等の就学機会を確保する上で、重要な役割を担っていると認識しており、市町村教育委員会との連携のもと、中学校夜間学級の設置の必要性について研究し、本県における中学校夜間学級の設置の方向性を明らかにしていく。	○設置の需要については、本県の義務教育未修了の学齢超過者(H22国勢調査)、外国人住民(H27住民基本台帳人口)等についてまとめることができた。 ○先進地視察を通して、中学校夜間学級の授業や学校運営(勤務形態、指導方法)のあり方について明らかになった。また、夜間学級の設置者である市区教育委員会の経費の負担、都府教育委員会の夜間学級の教員の配置、研修の実施状況、施策等が明らかになった。 入学要件については、平成27年7月30日「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」の国の通知を受けて、視察を行った各自治体は入学要件を変更していることが明らかになった。 ・視察先 ①大阪府教育委員会、守口市教育委員会、守口市立第三中学校 ②東京都教育委員会、墨田区教育委員会、墨田区立文花中学校 ③京都市教育委員会、京都市立洛友中学校 ○熊本県中学校夜間学級調査研究検討会議を開催し、本庁関係各課に対して中学校夜間学級について周知を図った。また、協議を通して、今後市町村教育委員会との連携のもと、中学校夜間学級の設置の必要性について研究をしていく上での課題等が明らかになった。 ・行政説明及び先進地視察の報告 ・講話 京都教育大学教育支援センター 岡田敏之教授(前洛友中学校校長) ・協議及び意見交換
	イ 入学要件に関すること	・夜間学級を設置している自治体の入学要件の調査及び必要経費の調査		
ウ 夜間学級の教員の配置や研修、教材その他学校運営に関する調査	・夜間学級の学校運営の実際について(勤務形態、指導方法)			